

ガス小売供給約款

平成 29 年 4 月 1 日

草津栗東ガス事業協同組合

登録番号 : G0113

ガス小売供給約款

条 項		目 次	頁
章	条		
I		小売約款の適用	
	1	適用	1
	2	小売約款及び変更の揭示等	1
	3	用語の定義	1
II	4	日数の取扱い	3
		使用の申し込み及び契約	
	5	使用の申し込み	3
	6	契約の成立及び変更	3
	7	使用又は工事の承諾	4
	8	名義の変更	4
III	9	ガス小売供給契約の解除	4
	10	契約消滅後の関係	5
		工事及び検査	
	11	工事の設計見積り等	5
	12	工事の実施	5
	13	工事に伴う費用の負担	7
	14	工事等の申し受け及び精算	9
IV	15	供給施設等の検査	10
		検針及び使用量の算定	
	16	検針	10
	17	計量の単位	11
	18	使用量の算定	11
V	19	使用量のお知らせ	13
		料 金 等	
	20	料金の適用開始	13
	21	支払期限	13
	22	料金の算定及び申し受け	14
	23	単位料金の調整	15
	24	料金の精算等	16
	25	保証金	16
	26	料金の支払方法	16
27	料金の口座振替	16	

ガス小売供給約款

条 項		目 次	頁
章	条		
VI	28	料金の払込み	16
	29	料金の当組合への支払日	17
	30	料金の支払方法	16
	31	料金の支払順序	17
	32	工事費等、修繕費、検査料その他の支払方法	17
		供 給	
	33	供給ガスの圧力及び成分	17
	34	供給又は使用の制限等	17
	35	供給停止	18
	36	供給停止の解除	18
VII	37	供給制限等の賠償	18
		保 安	
	38	供給施設の保安責任	19
	39	周知及び調査義務	19
VIII	40	保安に対するお客さまの協力	19
	41	お客さまの責任	20
		その他	
	42	使用場所への立ち入り	20
附 則			
	1.	本供給約款の実施期日	21
	2.	本供給約款の実施期日実施に伴う切替措置	21
	4.	ガスメーターの能力の表記に関する経過措置	22
	5.	保証金の適用を受けている、お客様についての特別措置	22

別 表

- 第1 供給地点
- 第2 ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式
- 第3-1 適用する料金表「プラン①～プラン⑥」
- 第4 料金の日割計算(1)
- 第5 料金の日割計算(2)
- 第6 供給ガスの圧力等

付 録

ガス小売小売約款

I 小売約款の適用

1. 適用

- (1) 当組合が使用の申込に応じ、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりガスを供給する場合のガス料金(以下「料金」といいます。)その他の供給条件(以下「供給条件等」といいます。)は、このガス小売供給約款(以下「小売約款」といいます。)によります。
- (2) この小売約款は、別表第1の供給地点群に適用いたします。
- (3) この小売約款に定めのない細目的事項は、必要に応じてこの小売約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当組合との協議によって定めます。

2. 小売約款及び変更の揭示等

- (1) 当組合は、この小売約款を当組合の事務所に掲示し当組合のホームページにも公開いたします。
- (2) 当組合は、契約期間中であっても、この小売約款を変更する事があります。この場合、供給条件等は、変更後の小売約款によるものとし、(4)及び(5)の規定に従い変更後の小売約款の揭示及び書面交付等を行います。
- (3) お客様は、この小売約款の変更に異議がある場合は、ガス小売供給約款契約を解除する事が出来ます。
- (4) 当組合は、(ガス小売事業の登録の申請等に関する省令第3条第1項各号)、に規定する事項を変更する場合は、原則として変更実施日の30日前までに、その変更の内容を当組合の事務所等に掲示して周知いたします。
- (5) この供給約款を変更する場合において、変更しようとする供給条件等の事前の説明及び書面交付並びに変更後の書面交付を、特に求めがある場合を除き、以下の通り行う事をあらかじめ承諾していただきます。ただし、(6)に定める場合を除きます。
 - ① 変更しようとする供給条件等の事前の説明及び書面交付は、訪問、書面の送付、ホームページ上での公開、電子メールの送信、その他当組合が適当と判断した方法(以下「当組合が定めた方法」といいます。)により、当該変更をしようとする事項のみについて行います。
 - ② 変更後の書面交付は、当組合が定めた方法により、当該変更をした事項のほか、当組合の名称及び住所、契約年月日、及び供給地点特定番号(以下、3の(17)により、「お客様契約番号」といいます。)を記載して行います。
- (6) この小売約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い、当然必要とされる形式的な変更、その他のガス小売供給約款の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合は、特に求めがある場合を除き当該変更をしようとする事項の概要のみを説明する事及び変更後の書面交付をしない事について、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この小売約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

ー 圧力 ー

- (1) 「圧力」 …… ガス栓の出口におけるガスの静圧力(全てのガス栓を閉止した状態での圧力をいいます。ガス機器使用中はこれより圧力は下がります。)をゲージ圧力(大気圧との差をいいます。)で表示したものをいいます。
- (2) 「最高圧力」 …… お客様に供給するガスの圧力の最高値をいいます。
- (3) 「最低圧力」 …… お客様に供給するガスの圧力の最低値をいいます。

－ ガス工作物 －

- (4) 「ガス工作物」・・・ ガスの製造及び供給のための施設であって、ガス事業のために用いるものをいいます。(6)から(11)までの設備は全て「ガス工作物」にあたります。)

－ 供給施設 －

- (5) 「供給施設」・・・ ガス工作物のうち、導管、整圧器、ガスメーター及びガス栓、並びにそれらの付属施設をいいます。

－ 導管 －

- (6) 「本支管」・・・ 原則として公道(道路法その他の法令に定めのある国又は地方公共団体の管理する道路をいいます。)に並行して公道に敷設する導管をいい、付属するバルブ及び水取り器(導管内にたまった水を除去する装置をいいます。)等を含みます。

なお、次の各号のすべてを満たす私道に敷設する導管については、将来当組合が当該設備の変更や修繕を行うことに関して承諾する権限を有する、その私道の所有者等の承諾をあらかじめ得られない場合を除き、本支管として取り扱います。

- ① 不特定多数の人及び原則として道路構造令第4条第2項に定める普通自動車の通行が可能であること。
- ② 建築基準法第42条に定める基準相当を満たすものであること。
- ③ 工事によって地盤沈下等が発生する恐れや第三者の所有地に影響を及ぼす恐れがないこと。
- ④ 本支管新設時の道路形態が長期に渡り確保されるものであること。
- ⑤ その他、当組合が本支管、供給管を管理する上で著しい障害がないと判断できること。

- (7) 「供給管」・・・ 本支管から分岐して、お客さまが所有又は占有する土地と道路との境界線に至るまでの導管をいいます。

- (8) 「内管」・・・ (7)の境界線からガス栓までの導管及びその付属施設をいいます。

－ 導管以外の供給施設 －

- (9) 「ガスメーター」・・・ 料金算定の基礎となるガス使用量を計測するために用いられる計量器をいいます。

- (10) 「マイクロメーター」・・・ マイクロコンピューターを内蔵したガスメーターで、ガスの使用状態を常時監視し、漏洩、使用量の急増や長時間使用等、あらかじめ当組合が設定した条件に合致した時に、ガスを遮断する等の保安機能を有するものをいいます。

- (11) 「メーターガス栓」・・・ ガスメーター入口に設置され、ガスの供給開始、供給停止時等に操作するガス栓をいいます。

－ ガス機器 －

- (12) 「ガス機器」・・・ ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具をいい、ガス機器本体のほか、給排気設備等の付属装置を含みます。

－ その他の定義 －

- (13) 「ガス工事」・・・ 供給施設の設置又は変更の工事をいいます。

- (14) 「検針」・・・ ガスの使用量(以下「使用量」といいます。)を算定するために、ガスメーターの指示値を目視又は通信設備等により読み取ることをいいます。

- (15) 「消費税相当額」・・・ 消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

- (16) 「消費税率」・・・ 消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この小売約款においては「8%」といたします。

- (17) 「供給地点番号」・・・ お客様のガス使用場所を特定する番号であり、当組合において、お客様契約番号と読み替えます。

4. 日数の取扱い

この供給約款において、料金算定期間等の期日の日数は、初日を含めて算定いたします。

II 使用の申し込み及び契約

5. 使用の申し込み

- (1) ガスを新たに使用する方(ガスを新たに使用するためのガス工事のみを申し込む方を含みます。)又はガスの使用状況の変更をしようとする方は、あらかじめこの供給条件等の重要事項及びこの小売約款を承諾の上、当組合にガス使用又はガス工事の申し込みをしていただきます。(12(1)ただし書きの規定により、当組合が承諾した工事人(以下「承諾工事人」といいます。)にガス工事を申し込む方を除きます。)
- (2) (1)のガス使用状況の変更とは、ガス栓の増減、内管又はガスメーターの位置替え等供給施設を変更することをいいます。
- (3) お客様の氏名、住所、連絡先等、当組合が必要と認める事項を明らかにした、所定の申込書によるほか、電話、インターネット等により申し込んでいただきます。
- (4) 建築業者、宅地造成業者(以下「建築事業者等」といいます。)はガスを使用されるお客さまのため(1)のガス工事を当組合に申し込むことができます。この場合、当該ガス工事については、当該建設事業者等をお客さまとして取り扱います。

ー ガスメーターの決定 ー

- (6) 当組合は(1)の申し込みに応じて、ガスメーターの能力(計量法に基づき当該ガスメーターが適正に計量できると認められる使用最大流量のことであり、立方メートル毎時の数値で表します。)を決定いたします。ガスメーターの能力は原則として当該ガス使用又はガス工事の申し込みのときに、お客さまが設置しているガス機器及び将来設置を予定しているガス機器(使用開始にあたって、(2)に規定する使用状況を変更することなく使用できるガス機器に限ります。)が同時に使用された時の1時間当たりの標準的ガス消費量を通過させることのできる適正なガスメーターの能力といたします。
- (7) 家庭用にガスを使用される場合には、(6)の標準的ガス消費量を算出するにあたり、次のガス機器を算出の対象から除きます。
 - ① オープン、卓上コンロ等でガス消費量又は使用頻度の少ないもの。
 - ② 暖房機器又は温水機器等がそれぞれ2台以上ある場合は、使用状況を充分調査し、同時に使用しないと明らかに判明したもの。(大型と小型の場合は小型のものとしします。)
- (8) 家庭用以外でガスを使用される場合は、その使用状況に応じ、お客さまと協議の上(6)の標準的ガス消費量を算出することがあります。

6. 契約の成立及び変更

- (1) ガスの供給及び使用に関する契約(以下「ガス小売供給契約」といいます。)又はガス工事に関する契約(以下「ガス工事契約」といいます。)は当組合が5(1)に定めるガス使用又はガス工事の申し込みを承諾した時に成立いたします。契約を変更する場合も同様といたします。
- (2) お客さまが希望する場合又は当組合が必要とする場合は、ガス小売供給又はガス工事に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。この場合、契約は(1)の規定にかかわらず契約書作成時に成立いたします。
工事に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。この場合、契約は(1)にかかわらず契約書の作成時に成立いたします。
- (3) お客様が新たに入居される場合は、ガス小売供給契約が成立後、ご希望日からガスの供給を開始いたします。
- (4) お客様が他の事業者から当組合に切り替えてガス小売供給をお申し込みいただく場合は切り替え手続きと、切り替え作業が完了した日から供給を開始いたします。
- (5) お客さまが、ガス小売供給契約の変更を申し出られた場合、その変更は申し出の日から10日以降の検針日の翌日から適用します。

7. 使用、又は工事の承諾

- (1) 当組合は、5(1)のガス使用又はガス工事の申し込みがあった場合には、(2)及び(3)に規定する場合、又は特別の事情があると認めた場合を除き、承諾いたします。
- (2) 当組合は、次に掲げる当組合の責めによらない事由によりガスの供給又はガスの工事が不可能、若しくは著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。
 - ① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が法律、命令、条例又は規則(以下、「法令等」といいます。)によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合。
 - ② 災害等によりガスの製造能力又は供給能力が減退した場合。

- ③ 海上輸送の途絶等、不可抗力により原料が不足した場合。
- ④ 申し込まれたガスの使用場所が特異地形等であって、ガスの供給が技術的に困難であり又は保安の維持が困難と認められる場合。
- ⑤ その他 物理的、人為的、又は能力的原因により当組合の正常な企業努力ではガスの供給が不可能な場合。
- (3) 当組合は申込者が当組合との他のガス使用契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金をそれぞれのガス小売供給契約で定める支払期限を経過しても支払われていない場合は、申込を承諾できない事があります。
- (4) 当組合は(2)及び(3)の規定する場合、又は特別の事情があると認めた場合にガス使用又はガス工事の申込を承諾できない時、その理由を遅滞なく申込者にお知らせいたします。

8. 名義の変更

- (1) ガスを新たに使用しようとする方が、前に使用されていたお客様のガス小売供給契約に関する全ての権利及び義務(前に使用されていたお客様の料金支払義務を含みます。)を受け継ぎ、引き続きガスの使用を希望される場合は、名義の変更をしていただきます。
- (2) (1)の場合においても、前に使用されていたお客様とのガス小売供給契約が消滅している場合は5.(1)の規定により申し込んでいただきます。

9. ガス小売供給契約の解除

- (1) ガス小売供給契約を解除しようとするお客様は、あらかじめ解除しようとする日(以下「解除日」といいます。)を指定して、その旨を当組合に通知していただきます。その場合、当組合は、お客様、本人の意思である事を確認いたします。なお、特別の理由なくして、当組合が解除日後にその通知を受けた場合には、その通知を受けた日をもって解除日といたします。
- (2) お客様が当組合にガス使用廃止の通知をしない場合であっても、既に転居されている等明らかにガスの使用を廃止したと認められる時は当組合がガスの供給を終了させるための措置(メーターガス栓の閉栓、ガスメーターの取り外し、その他ガスの供給を遮断する事をいいます。)をとる事があります。この場合、この措置をとった日に解除があったものといたします。なお、ガスの使用を廃止したと認められる時点で、既に35の規定によりガスの供給を停止している場合には、その停止した日に解除があったものといたします。
- (3) 当組合は7.(2)の各号に掲げる事由により、ガスの供給の継続が困難な場合には文書でお客様に通知する事によって、ガス小売供給契約を解除する事があります。
- (4) 当組合は35の規定に掲げる事由によって、ガスの供給を停止されたお客様が当組合の指定した期日までに、その事由となった事実を解消しない場合には文書等でお客様に解除日の遅くとも、15日前と5日前の2回、通知した上で、ガス小売供給契約を解除する事があります。

10. 契約消滅後の関係

- (1) ガス小売供給契約期間中に当組合とお客様との間に生じた料金その他の債権及び債務は9.の規定によってガス小売供給契約が解除されても、消滅いたしません。
- (2) 当組合は、9.の規定によってガス小売供給契約が解除されても、ガスメーター等、当組合所有の既設供給施設を設置場所の所有者又は占有者の承諾を得て、その場所に引き続き置かせていただく事があります。

Ⅲ 工事及び検査

11. 工事の設計見積り等

当組合は、5.(1)のガス使用又はガス工事の申込に伴い、内管及びガス栓の工事を必要とする場合には、遅滞なく工事の設計及び見りを行い、工事費の明細をお知らせし、お客様と協議の上、工事予定日を決定いたします。

12. 工事の実施

ー ガス工事の施工者等 ー

- (1) ガス工事は、当組合に申し込んでいただき、当組合が施工いたします。ただし、(2)に定める工事は、承諾工事人に申し込んでいただき、承諾工事人に施工させる事ができます。
- (2) ガス工事のうち、お客様が承諾工事人に申込み、施工させる事ができる工事は、低圧(ゲージ圧力で0.1メガパスカル未満の圧力をいいます。)でガスの供給を受けており、ガスメーターの能力が16立方メートル毎時以下のマイコンメーターが既に設置されている一般建物(ガス事業法令に定められている建物区分の一般業務用建物、一般集合住宅又は一般住宅に該当するものをいいます。)で、そのガスメーターより下流側で、以下の

いずれかに該当する露出部分の工事といたします。

- ① フレキ管を配管してガス栓を増設する工事。
 - ② フレキ管を配管してガス栓又は内管の位置を変更する工事。
 - ③ 継ぎ手のみを使用してガス栓を増設する工事。
 - ④ 継ぎ手のみを使用してガス栓の位置を変更する工事。
 - ⑤ ガス栓のみを取り替える工事。
 - ⑥ ①～⑤の工事に伴う内管の撤去工事。
- (3) お客様がガス工事を承諾工事人に申込み施工させる場合、工事費その他の条件は、お客様と承諾工事人との間で決めていただく事とし、当組合はこれに関与いたしません。また、その工事に関して補修が必要である時、お客様が損害を受けられた時等には、お客様と承諾工事人との間で協議の上、解決していただく事とし、当組合はこれに関与いたしません。

－ 気密試験等 －

- (4) 当組合が施工した内管及びガス栓を当組合がお客様に引き渡すにあたっては当組合はあらかじめ内管の気密試験を行います。
- (5) 承諾工事人が施工した内管及びガス栓を、承諾工事人がお客様に引き渡すにあたっては当組合があらかじめ承諾工事人に内管の気密試験を行わせます。ただし当組合が必要と認めた場合には当組合が内管の気密試験を行う事があります。
- (6) 承諾工事人が実施した工事に保安上の瑕疵がある場合、又は(5)の気密試験に合格しない場合は補修が完了するまで当組合は当該施設の使用をお断りする事があります。

－ ガスメーターの設置 －

- (7) 当組合は、1使用場所につきガスメーター1台を設置いたします。この場合、1構内をなす物は1構内を、又、1建物をなす物は1建物を1使用場所といたしますが下記の場合には原則として次によって取り扱います。なお、お客様の申込みがある場合であって当組合が特別の事情があると判断した時には、1使用場所につきガスメーターを2台以上、設置する事があります。
 - ① マンション等、1建物内に2以上の住戸がある住宅。各1戸が独立した住居と認められる場合には、各1戸を1使用場所といたします。なお、「独立した住居と認められる場合」とは、次のすべての条件に該当する場合をいいます。
 - (イ) 各戸が独立的に区画されている事。
 - (ロ) 各戸の配管設備が相互に分離して設置されている事。
 - (ハ) 各戸が世帯単位の居住に必要な機能(炊事のための設備等)を有する事。
 - ② 店舗、官公庁、工場その他
1構内又は1建物に2以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を1使用場所といたします。
 - ③ 施設付き住宅
1建物にマンション等の住居部分と店舗等の非住宅部分がある場合(「施設付住宅」といいます。)には住宅部分については①により、非住宅部分については②により取り扱います。
- (8) 当組合は、お客様との協議の上、適正に計量する事ができ、かつ検針、検査、取り替え等の維持管理が容易な場所にガスメーターを設置いたします。

－ 供給施設等の設置承諾 －

- (9) 当組合は、3.(7)の境界線内において、そのお客様のために必要な供給施設の設置に要する場所を無償で使用させていただきます。この場合、お客様は、その場所が借地又は借家である時は、あらかじめ当該土地又は建物の所有者その他の利害関係人の承諾を得ておいていただきます。これに関して後日苦情が生じても当組合は、その責任を負いません。
- (10) 当組合は当組合もしくは承諾工事人が供給施設を設置した場合、又はガス小売供給契約の締結に伴い門口に当組合所定の標識を掲げさせていただきます。

13. 工事に伴う費用負担

－ 供給施設の所有区分と工事費 －

- (1) 内管及びガス栓はお客様の所有とし、お客様の負担で設置又は撤去していただきます。
- (2) 内管及びガス栓の所有権は工事費、全額の支払いが終わるまでは当組合が留保するものとし、お客様は当組合の承諾なしに、これらを使用する事はできません。この場合、その旨の表示を付す事があります。(4)において同じ。)

- (3) 内管及びガス栓の工事に要する費用の額は工事の種類及び工事を実施する建物の種類に応じて下記①に定める方法により算出した見積単価(消費税等相当額を含みます。ただし下記②に掲げる工事を除きます。)に内管の延長やガス栓の個数等の使用数量を乗じて算出した見積金額と別途、必要となる付帯工事費、夜間工事費、休日工事費等の加算額との合計(消費税等相当額を含みます。)といたします。
- ① 内管及びガス栓の見積単価は工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用の実績を基礎として算定し、1m当たり、1個当たり、又は1箇所等に表示いたします。
- なお、見積単価を記載した見積単価表は当組合の事務所に掲示しております。
- イ 材料費
材料費は工事に要するガス管、ガス栓、継手、その他の材料の材料単価にそれぞれの使用数量を乗じて算出いたします。
 - ロ 労務費
労務費は歩掛及び賃率に基づき算出いたします。
 - ハ 運搬費
運搬費は倉庫から工事現場までの材料運搬費及び工作車にかかる費用に基づき算出いたします。
 - ニ 設計監督費
設計監督費は、設計費、見積事務費及び監督費の合計額に基づき算出いたします。
 - ホ 諸経費
諸経費は、現場経費、間接業務従事者労務費及び間接経費の合計額に基づき算出いたします。
- ② 次の各号に掲げる工事、付帯工事、その他の工事箇所の状況等により特別の工程、工法又は材料を用いる工事に要する費用の額は、その工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用に基づき算出した個別の設計見積額の合計(消費税等相当額を含みます。)といたします。
- イ 溶接配管等の特殊な工法を用いて実施する工事。
 - ロ 特別な設備の組み込みを必要とする場合又は特別な建物等で実施する工事。
 - ハ 当組合が別に定めた規格・工法に基づき工場内で当組合が指定する製作品に組み込まれた工事材料をお客様が提供する工事。
- (4) お客様の申込により、そのお客様のために設置される整圧器は、お客様の所有とし、お客様の負担で設置していただきます。
- (5) (4)に定める整圧器の設置に要する工事費は消費税等相当額を含む設計見積金額といたします。
- (6) ガスメーターは当組合所有のものを設置するものとし、これに要する工事費(消費税等相当額を含む設計見積金額といたします。)はお客様に負担していただきます。ただし、ガスメーターの検定期間満了による取り替え等、当組合の都合により工事が発生する場合には、これに要する工事費は当組合が負担いたします。
- (7) 供給管は当組合の所有とし、これに要する工事費は、(10)の場合を除き当組合が負担いたします。ただし、お客様の申込により供給管の位置変更又は撤去を行う場合には、これに要する工事費(消費税等相当額を含む設計見積金額といたします。)は、お客様に、ご負担していただきます。
- (8) 本支管及び整圧器((4)の整圧器を除きます。)は当組合の所有とし、その工事費は、(10)の場合を除き当組合が負担いたします。

－ 工事材料の提供と工事費算定 －

- (9) 当組合は、お客様が提供する工事材料を用いて内管及びガス栓の工事を行う場合には次により工事費を算定いたします。
- ① 当組合は、お客様が工事材料を提供する場合(②を除きます。)には検査を行い、それを用いる事があります。ただし、ガス事業法令の定める基準に適合している事を要します。お客様が工事材料を提供する場合、その工事材料を(3)の工事算定の基礎となる単価で見積り、その金額を材料費から控除して工事費を算定いたします。また、その工事材料の検査料(検査に要する費用をいい、消費税等相当額を含みます。)をお客様に負担していただきます。
- ② 当組合は、当組合が別に定めた規格・工法に基づき工場内で当組合が指定する製作品に組み込まれた工事材料を、お客様が提供する場合には検査を行い、それを用いる事があります。この場合、その工事材料を控除して工事費を算定いたします。また別に定

める検査料(検査に要する費用をいい、消費税等相当額を含みます。)をお客様に負担していただきます。

- ③ ②のお客様が提供する工事材料とは次のすべての条件に該当するものに限り、これを用いる場合には、あらかじめ当組合と別途製作品の仕様、工事材料の設計仕様工場の指定等について契約を締結していただきます。
- イ ガス事業法令及び当組合の定める材料・設計・施工基準に適合する物である事。
 - ロ 当組合が指定する講習を修了した者により当組合が指定する工場内であらかじめ組み込まれた物である事。

－ 宅地分譲地の場合の工事負担金算定 －

- (10) 当組合は宅地分譲地についてガス工事の申込があった場合は、次により取り扱います。
- ① 「宅地分譲地」とは住宅等の用地として分譲する事を目的に整地分割される土地であって建築業者等により、ガス工事の申込を受けたときに3年経過後のガスの使用予定者数を推計できるものをいいます。ただし既築の建物が予定される区画数に対し50パーセント以上ある場合を除きます。
 - ② 当組合は、その供給地点のうち3年以内にガスの供給を開始する事が出来ない供給地点があるときは当該供給地点に係る本支管及び供給管の設置に要する工事費(消費税等相当額を含みます。)を工事負担金として建築業者等に負担していただきます。その場合3年経過後のガス使用予定者数の算定は原則として当該宅地分譲地における、すべてのガス使用予定者数の50パーセントを超えるものとし、特別の事情がある場合は、その30パーセント以上とすることができます。

－ 修繕費の負担 －

- (11) お客様所有の供給施設の修繕費(修繕、改修、取り替え等に要する費用をいい、消費税等相当額を含みます。)はお客様に負担していただき、当組合所有の供給施設の修繕費は当組合が負担することを原則といたします。

－ 工事の変更、解除の場合の損害賠償等 －

- (12) 工事着手後、お客様の都合により供給開始前にガス小売供給用契約、又ははガス工事契約が変更、もしくは解除される場合は、当組合が既に要した費用及び、これらの契約の変更、又は解除によって生じた損害を賠償していただくことを原則といたします。ただし、工事を実施していない部分につき14(7)に掲げる工事費等を精算すべき事情が存在する事が判明し、当組合が工事契約の変更又は解除もやむを得ないと認める場合には、協議による事といたします。
- (13) (12)に基づき費用及び損害を賠償していただく範囲は次のとおりといたします。
- ① 既に実施した設計見積りの費用(消費税等相当額を含みます。)
 - ② 既に工事を実施した部分についての材料費・労務費等の工事費(消費税等相当額を含みます。)及び工具・機械等の使用に要した費用(消費税等相当額を含みます。)
 - ③ 原状復帰に要した費用。
 - ④ その他の工事の実施についての特別の準備をした事による損害。

14. 工事等の申し受け及び精算

- (1) 当組合は、13(3)から(7)まで及び(9)の規定により、お客様に負担いただく物として算定した工事費を原則として、その工事完成日(ガスメーターの取付作業を含む工事にあつてはガスメーターの取付日とし、それ以外の工事にあつては引渡日をいいます。)の前日までに全額申し受けます。
- (2) 当組合は、13(10)の規定により、お客様に負担していただく物として算定した工事負担金を、原則として、その工事完成日(ガスの使用の申込をいただいた時に新たな本支管及び整圧器(13(4)の整圧器を除きます。)の工事を必要としない状態になった日をいいます。)の前日までに全額申し受けます。
- (3) 当組合は次の各号に掲げる事由に該当する場合には着手金を工事着手前に申し受けお客様に負担いただく13(3)から(7)及び(9)、(10)の規定により算定した工事費及び工事負担金(以下「工事費等」といいます。)をその工事完成日までに2回以上に分割して申し受ける事ができます。
 - ① 長期にわたる工事(工事着手予定日から工事完成予定日までが原則として3か月を超える工事をいいます。)
 - ② その他、当組合が特に必要と認めた工事。
- (4) 当組合は増設工事等で小規模な工事(工事費が10万円以下の工事をいいます。)に

- については債権保全上必要と認める場合、その他の特段の事情がある場合を除き工事費等をお客様からの申し出があれば、工事完成日以降に申し受ける事ができます。
- (5) 当組合は、お客様所有の既設内管を、そのお客様からの申込に基づき保安上の理由により、取り替える工事については債権保全上、必要と認める場合、その他の特段の事情がある場合を除き工事費の全部又は一部を、お客様からの申し出があれば工事完成日以降に申し受ける事ができます。この場合支払期間に応じて金利相当額をいただく事があります。
 - (6) 当組合は債権保全上必要と認める場合には工事着手前に工事費等を全額申し受けます。
 - (7) 当組合は工事費等をいただいた後、次の事情によって工事費等に著しい差異が生じた時は工事完成後、遅滞なく精算する事といたします。
 - ① 工事の設計後に、お客様の申し出により導管の延長・口径又は材質その他工事に要する材料の変更及び特別の工程等、工事の実施条件に変更のあった時。
 - ② 工事の設計時に予知する事ができない地下埋設物・掘削規制等に伴う工事の実施条件に変更のあった時。
 - ③ 工事に要する材料の価額(消費税等相当額を含みます。)又は労務費に著しい変動のあった時。
 - ④ その他工事費(消費税等相当額を含みます。)に著しい差異が生じた時。
 - (8) 当組合は13(10)によりいただいた工事負担金について3年経過後における供給地点の数に差異が生じた時は精算いたします。

15. 供給施設等の検査

- (1) お客様は当組合にガスメーターの計量の検査を請求する事ができます。この場合検査料(検査に要する費用をいい、消費税等相当額を含みます。(2)において同じ。)を負担していただきます。ただし検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えている場合には検査料は当組合が負担いたします。
- (2) お客様は内管、ガス栓、ガス機器等の検査を当組合に請求する事ができます。この場合検査の結果、法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料を負担していただきます。
- (3) 当組合は、(1)及び(2)に規定する検査を行った場合には、その結果を速やかにお客様にお知らせいたします。
- (4) お客様は当組合が(1)及び(2)に規定する検査を行う場合には自ら検査に立ち会い、又は代理人を立ち合わせる事ができます。

IV 検針及び使用量の算定

16. 検針

一 検針の手順 一

- (1) 当組合は、あらかじめ定めた日に毎月1度検針(この検針を「定例検針」といい定例検針を行った日を「定例検針日」といいます。)を行います。定例検針を行う日は以下の手順により定めます。
 - ① 検針区域の設定・・・効率的に検針できるよう、一定の区域を設定します。
 - ② 定例検針を行う日の設定・・・検針区域ごとに検針の基準となる日を設定し休日等を考慮の上検針を行う日を定めます。
- (2) 当組合は(1)の定例検針日以外に次の日に検針を行います。
 - ① 新たにガスの使用を開始した日(お客様の申込によりガスメーターを開栓した日をいいます。ただし検査等のため、一時閉栓し開栓する場合及び④の場合を除きます。)
 - ② 9(1)から(3)の規定により解約等を行った日。
 - ③ 35の規定によりガスの供給を停止した日。
 - ④ 36の規定によりガスの供給を再開した日。
 - ⑤ ガスメーターを取り替えた日。

一 検針の省略 一

- (3) 当組合は、お客様が新たにガスの使用を開始した場合で使用開始日からその直後の定例検針を行う日までの期間が6日(21(3)に規定する休日を除きます。)以下の場合には使用開始直後の定例検針を行わない事があります。
- (4) 当組合はガス小売供給契約が9(1)又は9(2)の規定により解約される場合で解約の期日直前の検針を行う日又は定例検針日から解約の期日までの期間が6日(21(3)に規定する休日を除きます。)以下の場合には解約の期日直前の定例検針を行わないか、又は既に行っ

- た解除の期日直前の定例検針を行わなかったものとする事があります。
- (5) 当組合は(2)③の供給停止に伴う検針日から(2)④の供給再開に伴う検針日までの期間が6日(21(3)に規定する休日を除きます。)以下の場合には行った検針のいずれも行わなかったものとする事があります。
- (6) 当組合は、お客様の不在又は災害等やむをえない事情により検針すべき日に検針できない場合があります。

17. 計量の単位

- (1) 使用量の単位は、立方メートルといたします。
- (2) 検針の際の小数点第2位以下の端数は読みません。
- (3) 18(9)の規定により使用量を算出する場合には、その使用量の小数点第2位以下の端数は切り捨てます。

18. 使用量の算定

- (1) 当組合は前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。なお、ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーター及び取り付けたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。
- (2) (1)の「検針日」とは次の日をいいます。(③、(7)及び21(1)において同じ。)
- ① 16(1)及び(2)①から④までの日で行った検針の日。
 - ② 18(4)から(7)までの規定により使用量を算定した日。
 - ③ 18(8)の規定により使用量を算定した場合は検針をすべきであった日。
- (3) (1)の「料金算定期間」とは次の期間をいいます。
- ① 検針日の翌日から次の検針日までの期間(②及び③の場合を除きます。)
 - ② 新たにガスの使用を開始した場合又は36の規定によりガスの供給を再開した場合その開始又は再開の日から次の検針日までの期間。
 - ③ 35の規定によりガスの供給を停止した日に36の規定によりガスの供給を再開した場合、供給再開日の翌日から次の検針日までの期間。

－ お客様が不在の場合の使用量算定等 －

- (4) 当組合は、お客様が不在等のため検針できなかった場合には、その料金算定期間(以下「推定料金算定期間」といいます。)の使用量は原則として、その直前の料金算定期間の使用量と同量といたします。この場合推定料金算定期間の次の料金算定期間(以下「翌料金算定期間」といいます。)の使用量は次の算式により算定いたします。

$$V_2 = M_2 - M_1 - V_1$$

(備考)

$$V_1 = \text{推定料金算定期間の使用量}$$

$$V_2 = \text{翌料金算定期間の使用量}$$

$$M_1 = \text{推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値}$$

$$M_2 = \text{翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値}$$

- (5) (4)で算定した結果がマイナスになる場合は翌料金算定期間の使用量を次の①の算式で算定した使用量に推定料金算定期間の使用量を次の②の算式で算定した使用量に各々見直しいたします。

① $V_2 = (M_2 - M_1) \times 1 / 2$ (小数点第2位以下の端数は切り上げます。)

② $V_1 = (M_2 - M_1) - V_2$

(備考)

$$V_1 = \text{推定料金算定期間の使用量}$$

$$V_2 = \text{翌料金算定期間の使用量}$$

$$M_1 = \text{推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値}$$

$$M_2 = \text{翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値}$$

- (6) 当組合は、お客様が不在等のため検針できなかった場合において、そのお客様の不在等の期間が明らかな時には、その推定料金算定期間の使用量は次の通りといたします。
- ① お客様が推定料金算定期間を通じて全く不在等であった事が明らかな時には、その月の使用量は0立方メートルといたします。

- ② お客様の過去の使用実績から見て使用期間に応じて使用量を算定する事が可能と認められる場合には、その月の使用量は、その使用期間に応じて算定した使用量といたします。
- (7) 当組合は新たにガスの使用を開始した日以降最初の検針日に、お客様が不在等のため検針できなかった場合には、その推定料金算定期間の使用量は、0立方メートルといたします。

一 災害・ガスメーター故障等の場合の使用量算定等 一

- (8) 当組合は災害等やむを得ない事情のため検針すべき日に検針できなかった場合の料金算定期間の使用量は(4)から(7)に準じて算定いたします。なお後日ガスメーターの破損又は滅失等が判明した場合には、(10)又は(11)に準じて使用量を算定し直します。
- (9) 当組合はガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えている事が判明した場合には、お客様と協議の上、ガスメーターを取り替えた日の前3カ月分を超えない範囲内で別表第2の算式により使用量を算定いたします。ただし、その誤差の発生時期が明らかに確認できる場合は、その時期から算定いたします。
- (10) 当組合はガスメーターの故障、災害等によるガスメーターの破損又は滅失その他の事由により使用量が不明の場合には、前3カ月若しくは前年同期の同一期間の使用量又は取り替えたガスメーターによる使用量その他の事情を基準として、お客様と協議の上、使用量を算定いたします。
- (11) 当組合は災害等によりガスメーターが破損又は滅失して使用量が不明であるお客様が多数発生し使用量算定についてお客様との個別の協議が著しく困難である場合は、その料金算定期間の使用量は(10)の基準により算定する事があります。なお、お客様より申し出がある場合は、協議の上、改めて使用量を算定し直します。

19. 使用量のお知らせ

当組合は、18の規定により使用量を算定した時には速やかにその使用量をお客様にお知らせいたします。

V 料金等

20. 料金の適用開始

料金は新たにガスの使用を開始した日又は36の規定により供給を再開した日から適用いたします。

21. 支払期限

- (1) お客様が、お支払いいただくべき料金の支払い義務は次の各号に掲げる日(以下「支払義務発生日」といいます。)に発生いたします。
 - ① 検針日(16(2)、④及び18(8)を除きます。)
 - ② 18(9)、(10)又は(11)後段の規定((8)後段の規定により準じる場合を含みます。)が適用される場合は協議の成立した日。
 - ③ 18(8)前段又は(11)前段の規定((8)後段の規定により準じる場合を含みます。)が適用される場合は、19により使用量をお知らせした日。
- (2) 料金は(3)に定める支払期限までにお支払いいただきます。
- (3) 支払期限は支払義務発生日の翌日から起算して50日を経過する日までといたします。ただし義務発生日の翌日から50日を経過する日が、休日(日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日、並びに当組合で定めた1月4日、1月5日、8月15日、及び8月16日)をいい、22(2)及び35においても同様といたします。)の場合には、その直後の休日でない日を支払期限といたします。

22. 料金の算定及び申し受け

- (2) 当組合は料金の支払いが行われる場合には(4)により算定されたもの(以下、料金といい消費税等相当額を含みます。)を料金としてお支払いいただきます。

一 料金の算定方法 一

- (4) 当組合は別表第3の料金表を適用して19の規定によりお知らせした使用量に基づき、その料金算定期間の料金を算定いたします。ただし12(7)なお書きの規定により、お客様が1使用場所に2台以上のガスメーターを設置している場合であって、お客様から申し込みがあった時は、それぞれのガスメーターの表示値により算定した使用量を合計した量に基づき

ガスメーターを1台とみなして料金を算定いたします。(7)及び(8)の場合も同様といたします。)

一 料金の算定期間及び日割計算 一

- (5) 当組合は(6)の規定により料金の日割計算を行う場合を除き、1料金算定期間を「1か月」として料金を算定いたします。
- (6) 当組合は次の号に掲げる事由に該当する場合には、その料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし当組合の都合で料金算定期間の日数が36日以上となった場合を除きます。
- ① 定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下又は36日以上となった場合。
 - ② 新たにガスの使用を開始した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合。
 - ③ 9(1)から(3)の規定により解約等を行った場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合。
 - ④ 35の規定によりガスの供給を停止した場合で料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合(16(5)の規定により供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったのとした場合を除きます。)
 - ⑤ 36の規定によりガスの供給を再開した場合で料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合(16(5)の規定により供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合をのぞきます。)
 - ⑥ 34(1)の規定によりガスの供給を中止し又はお客様に使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合、ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には料金はいただきません。
 - ⑦ 当組合は(6)①から⑤までの規定により料金の日割計算をする場合は別表第4によります。
 - ⑧ 当組合は(6)⑥の規定により料金の日割計算をする場合は別表第5によります。

一 端数処理 一

- ⑩ 当組合は料金について、その計算の結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

一 適用料金の事前のお知らせ 一

- (11) 当組合は毎月の料金について適用する基本料金及び単位料金(基準単位料金又は調整単位料金)をあらかじめ、お客様にお知らせし、お客様が料金を算定できるようにいたします。

23. 単位料金の調整

- (1) 当組合は毎月(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り、又は下回る場合は次の算式により別表第3-1の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合基準単位料金に替えて、その調整単位料金を適用して料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は別表第3の2(2)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上の時。

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.210\text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満の時。

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.210\text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記イ、ロの算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は以下の通りといたします。

- ① 基準平均原料価格(トン当り)

【県営住宅渋川団地】、【安養寺団地】、【市営下戸山団地】、【安養寺ニュータウン】

及び、【市営手原団地】は65,330円

【県営住宅川辺団地】は43,520円

- ② 平均原料価格(トン当り)

【県営住宅渋川団地】、【安養寺団地】、【市営下戸山団地】、【安養寺ニュータウン】及び、【市営手原団地】は以下の通りといたします。

別表第3の2(2)に定められた各3か月における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当りプロパン平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)を平均原料価格といたします。ただし、その金額が104,520円以上となった場合は104,520円といたします。なお平均原料価格は当組合の事務所に掲示し、併せてホームページ等で公開いたします。

【県営住宅川辺団地】は以下の通りといたします。

別表第3の2(2)に定められた各3か月における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当りプロパン平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)を平均原料価格といたします。ただし、その金額が69,630円以上となった場合は、69,630円といたします。なお平均原料価格は当組合の事務所に掲示し、併せてホームページ等で公開いたします。

(3) 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上の時。
原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満の時。
原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

24. 料金の精算等

- (1) 当組合は18(5)の規定において推定料金算定期間の使用量を見直した場合は推定料金算定期間の料金として既にいただいた金額と推定料金算定期間の見直し後の料金に翌料金算定期間の料金を加えた合計額との差額を精算いたします。
- (2) 当組合は既に料金としていただいた金額と18(9)、(10)、(11)の規定により算出した使用量に基づいた料金との差額が生じた場合には、これを精算いたします。

25. 保証金

- (1) 当組合は5(1)の申込をされる方、又は支払期限を経過してもなお料金の支払いがなかったお客様から供給の開始若しくは再開に先立って、又は供給継続の条件として、その申込者又はお客様の予想月額料金の3か月分(お客様が設置しているガス機器及び将来設置を予定しているガス機器、増設する供給施設並びに前3か月分又は前年同期の同一期間の使用量その他の事情を基準として算定いたします。)に相当する金額を超えない範囲内で保証金を預かることがあります。
- (2) 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。
- (3) 当組合は、お客様から保証金を預かっている場合において、そのお客様から支払期限を経過してもなお料金の支払がなく、かつ、当組合の督促後5日以内にお支払がないときは保証金と、その利息との合計額をもってその料金に充当いたします。この場合保証金の不足分をお客様に補充していただくことがあります。
- (4) 当組合は預かり期間経過後、又は9の規定により契約が消滅した時は保証金とその利息との合計額((3)に規定する未収の料金がある場合にあっては、その額を控除した残額をいいます。)を速やかにお返しいたします。利息は保証金に対し年0.2パーセントの利率で、その預かり期間に応じて複利により計算いたします。

26. 料金の支払方法

- (1) 料金は、訪問集金、口座振替又は払込みのいずれかの方法により毎月お支払いいただきます。ただし、36(1)①及び②に規定する料金並びに口座振替が不能となっている料金は払い込みの方法によりお支払いいただきます。

27. 料金の口座振替

- (1) 料金を口座振替の方法でお支払いいただく場合の金融機関は当組合が指定した金融機関といたします。
- (2) お客様は料金を口座振替の方法で支払われる場合は当組合所定の申込書又は金融機関所定の申込書により、あらかじめ当組合又は金融機関に申し込んでいただきます。
- (3) 料金の口座振替日は当組合が指定した日といたします。

- (4) 料金の支払方法として口座振替の方法を申し込まれたお客様は、口座振替の手続きが完了するまでは料金を払い込みの方法でお支払いいただきます。

28. 料金の払込み

お客様は料金を払込みの方法で支払われる場合は、次のいずれかの方法で、お支払いいただきます。

- ① 当組合の指定した金融機関(以下「金融機関等」といいます。)への振り込み。
- ② 当組合の事務所等。

29. 料金の当組合への支払日

- (1) 当組合は、お客様が料金を口座振替の方法で支払われる場合は、お客様の口座から料金請求額が引き落とされた日に当組合に対する支払いがなされたものといたします。
- (2) 当組合は、お客様が料金を金融機関等又は当組合の指定した特約店で払込みの方法で支払われる場合、その金融機関等又は特約店に払込まれた日に当組合に対する支払いがなされたものといたします。

31. 料金の支払順序

料金は支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。

32. 工事費等、修繕費、検査料その他の支払方法

工事費等、供給施設の修繕費、検査料及びその他の料金以外の代金については、原則として払込みの方法でお支払いいただきます。この場合、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。

- ① 当組合が指定した金融機関等
- ② 当組合の事務所等

VI 供給

33. 供給ガスの圧力及び成分

- (1) 当組合は別表第1に掲げる供給地点に対し別表第6に定める圧力及び成分(以下「圧力等」といいます。)のガスを供給いたします。
- (2) 当組合は(1)に規定するガスの圧力等を維持できない事によって、お客様が損害を受けた時は、その損害の賠償の責任を負います。ただし、この場合、当組合の責めに帰すべき事由がない時は当組合はその賠償の責任を負いません。

34. 供給又は使用の制限等

- (1) 当組合は次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給の制限若しくは中止をし又は、お客様に使用の制限若しくは中止をしていただく事があります。
 - ① 災害等その他の不可抗力による場合。
 - ② ガス工作物に故障が生じた場合。
 - ③ ガス工作物の修理その他工事実施のため必要がある場合。
 - ④ 法令の規定による場合。
 - ⑤ ガス漏れによる事故の発生の恐れがあると認めた場合(40(1)の処置をとる場合を含みます。)
 - ⑥ ガスの不完全燃焼による事故の発生の恐れがあると認めた場合。
 - ⑦ その他保安上必要がある場合(40(4)の処置をとる場合を含みます。)
- (2) 当組合は33(1)に規定するガスの圧力等を維持できない場合及び(1)の規定によりガスの供給を制限若しくは中止をし又はお客様に使用の制限若しくは中止をしていただく場合は状況の許す限り、その旨をあらかじめ適切な方法でお知らせいたします。

35. 供給停止

当組合は、お客様が次の各号に掲げる事由に該当する場合にはガスの供給を停止する事があります。この場合当組合が損害を受けた時は、その損害を賠償していただきます。なお①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給を停止しようとする日の遅くとも15日前、及び5日前(いずれも休日を含みます。)に2回予告いたします。

- ① 支払期限を経過してもなお料金のお支払いがない場合。
- ② 当組合と他のガス小売供給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金について①

の事実があり期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合。

- ③ この小売約款に基づいてお支払いを求めた料金以外の債務について、お支払いがない場合。
- ④ 42号各号に掲げる当組合の係員の行う作業を正当な理由なくして拒み又は妨害した場合。
- ⑤ お客様の責に帰すべき理由により保安上の危険がある場合、又はガスを不正に使用された場合において、当組合がその旨を警告しても改められていない時。
- ⑥ 3(7)の境界線内の当組合のガス工作物を故意に損傷し、又は失わせて当組合に重大な損害を与えた場合。
- ⑦ 40(5)の規定に違反した場合。
- ⑧ その他、この小売約款に違反し、その旨を警告しても改められていない場合。

36. 供給停止の解除

- (1) 35の規定により供給を停止した場合において、お客様が次の各号に掲げる事由に該当する事を当組合が確認できた場合は速やかに供給を再開いたします。
なお供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客様又は、お客様の代理人に立ち会っていただきます。
 - ① 35①の規定により供給を停止した場合で、支払期限が到来したすべての料金を支払われた時。
 - ② 35②の規定により供給を停止した場合に当組合と他のガス小売供給契約(既に消滅している物を含みます。)の料金で、それぞれのガス小売供給契約で定める支払期限が到来した全ての料金を支払われた時。
 - ③ 35③、④、⑤、⑥、⑦又は⑧の規定により供給を停止した場合に、その事由となった事実を解消し、かつ、当組合に対して支払いを要する事となった債務が履行された時。
- (2) 当組合は供給の再開は原則として、平日(土曜日、日曜日、祝祭日、その他、当組合で定めた休業日を除く)の午前9時00分から午後5時00分の間に速やかに行います。

37. 供給制限等の賠償

当組合が9(4)、34又は35の規定により解約をし又は供給若しくは使用の制限、中止若しくは停止をしたために、お客様が損害を受けられても当組合の責めに帰すべき事由が時は当組合は賠償の責任を負いません。

Ⅶ 保 安

38. 供給施設の保安責任

- (1) 内管及びガス栓等、13(1)、(4)の規定により、お客様の資産となる3(7)の境界線よりガス栓までの供給施設については、お客様の責任において管理していただきます。
- (2) 当組合はガス事業法令の定める所により(1)の供給施設について(3)に定める検査及び、緊急時の措置等の保安責任を負います。お客様の承諾が得られない事により検査ができなかった場合等、お客様が当組合の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けられた時は当組合は賠償の責任を負いません。
- (3) 当組合はガス事業法令の定める所により、3(8)に規定する内管及びガス機器についてお客様の承諾を得て検査いたします。なお、当組合は、その検査の結果を速やかに、お客様にお知らせいたします。なお、調査の際はお客様の立会が必要となります。

39. 周知及び調査義務

- (1) 当組合は、お客様に対しガスの使用に伴う危険の発生を防止するためガス事業法令の定める所により、報道機関、印刷物を通じ必要な事項を、お知らせいたします。
- (2) 当組合はガス事業法令の定める所により屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていない、風呂釜湯沸かし器等のガス器具について、お客様の承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合にはその、お客様にガス事業法令に定める技術上の基準に適合する様に改修し、又は使用を中止する等、所要の措置及びその措置を取らなかった時に生ずべき結果をお知らせいたします。
- (3) 当組合は、(2)のお知らせに係るガス機器について、ガス事業法令の定める所により再び調査いたします。

40. 保安に対するお客様の協力

- (1) お客様は、ガス漏れを感知した時は直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して当組合に通知していただきます。この場合当組合は直ちに適切な処置を取ります。
- (2) 当組合はガスの供給又は使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等、お客様に当組合がお知らせした方法で中断の解除のための操作をしていただく事があります。供給又は使用の状態が復旧しない時は(1)の場合に準じて当組合に通知していただきます。
- (3) お客様は、38(3)及び39(2)の通知を受けた時は、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合する様に改修し、又は使用を中止する等、所要の措置を取っていただきます。
- (4) 当組合は保安上必要と認める場合には、お客様の構内又は建物内に設置した供給施設ガス機器について、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、それに要する費用を、お客様に負担いただく事があります。また場合によっては使用をお断りする事があります。
- (5) 当組合は、お客様が当組合の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設若しくは33(1)に規定するガスの圧力等に影響を及ぼす施設を設置する事をお断りいたします。
- (6) 当組合が12(8)の規定により設置したガスメーターについては検針及び検査、取り替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。

41. お客様の責任

- (1) お客様は、39(1)の規定により当組合が、お知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- (2) お客様は、乾燥機、炉、ボイラー等、保安上の取扱いに注意を要する特殊なガス機器を設置、若しくは撤去する場合又は、これらのガス機器の使用を開始する場合には、あらかじめ当組合の承諾を得ていただきます。

Ⅷ その他

42. 使用場所への立ち入り

当組合は、ガス小売供給契約を解除された後であっても次の各号に掲げる作業のため必要な場合には、お客様の承諾を得て係員を、お客様の供給施設、又はガス機器の設置場所に立ち入らせていただきます。この場合には、正当な事由がない限り、立ち入る事を承諾していただきます。なお、お客様の求めに応じ係員は、所定の証明書を提示いたします。

- ① 検針。
- ② 検査及び調査のための作業。
- ③ 当組合の供給施設の設計、施工又は維持管理に関する作業。
- ④ 9(1)から(4)の規定による解約等に伴い、ガスの供給を終了させるための作業。
- ⑤ 34又は35の規定による供給又は使用の制限、中止又は停止のための作業。
- ⑥ ガスメーターの法定検定期間満了等による取り替えの作業。
- ⑦ その他、保安上の理由により必要な作業。

附 則

(1) 本小売約款の実施期日

本小売約款は、平成29年4月1日から実施いたします。

2. 本小売約款の実施に伴う切替措置

当組合は平成29年3月31日まで本小売約款の施行前における約款(以下「旧約款」といいます。)の適用があり、平成29年4月1日以降、本小売約款が適用されるお客様について平成29年4月1日が含まれる料金算定期間の料金は、旧約款と同様の算式により算定いたします。なお、以後も同様といたします。

4. ガスメーターの能力の表記に関する経過措置

当組合は当面の間、ガスメーターの能力を「号数」で表記する事があります。

5. 保証金の適用を受けている、お客様についての特別措置

本小売約款実施の際、現に旧約款25(保証金)の適用を受けている、お客様の保証金

は次の通りといたします。

- (1) 預かり期間は本供給約款実施の際、現に設定している期間といたします。
- (2) 当組合は、お客様から支払期限を経過してもなお料金の支払いがなく、かつ当組合の督促後5日以内になお支払いがない時は保証金とその利息との合計額をもってその料金に充当いたします。
- (3) 当組合は、預かり期間経過後、又は9の規定により契約が消滅した時は保証金とその利息との合計額((2)に規定する未収の料金がある場合にあつては、その額を控除した残額をいいます。)を速やかに、お返しいたします。利息は保証金にたいし年0.2パーセントの利率で、その預かり期間に応じて複利により計算いたします。

(別表第1)

供給地点

供給地点群名 県営渋川団地

供給地点

滋賀県草津市西渋川町3丁目字スダレ14-3

1号棟～7号棟	各棟	1-1～4
		2-1～4
		3-1～4
		4-1～4
		集会所 1

供給地点数 113地点

供給地点

供給地点群名 安養寺団地

供給地点

滋賀県栗東市安養寺5丁目825-20他

区画番号	A101	~	104
	A201	~	204
	A301	~	304
	A401	~	404
	B101	~	104
	B201	~	204
	B301	~	304
	B401	~	404
	C101	~	104
	C201	~	204
	C301	~	304
	C401	~	404
	D101	~	104
	D201	~	204
	D301	~	304
	D401	~	404
	E101	~	106
	E201	~	206
	E301	~	306
	F101	~	106
	F201	~	206
	F301	~	306
	F401	~	404

供給地点数 105地点

(別表第1)

供給地点

供給地点群名 市営下戸山団地

供給地点

滋賀県栗東市下戸山1530他

市営下戸山団地

区画番号 1～88

供給地点数 88地点

(別表第1)

供給地点

供給地点群名 安養寺ニュータウン

供給地点

滋賀県栗東市安養寺字戸坪66他

区画番号 1～164

供給地点数 164地点

(別表第1)

供給地点

供給地点群名 市営手原団地

供給地点

滋賀県栗東市手原2丁目609-1他

区画番号 1 ~ 88

供給地点数 88地点

供給地点

供給地点群名 県営住宅川辺団地

供給地点

滋賀県栗東市川辺551-1他

区画番号	A101~102
	A201~204
	A301~304
	A401~404
	B101~107
	B201~207
	B301~307
	B401~407
	B501~507
	C101~108
	C201~208
	C301~308
	C401~408
	C501~508
	D101~106
	D201~206
	D301~306
	D401~406
	D501~506
	集会所

供給地点数 124地点

(別表第2)

ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式

1. 速動(正しい数量よりも多く計量される場合をいいます。)の場合。

$$V = \frac{V_1 \times (100 - A)}{100}$$

2. 遅動(正しい数量よりも少なく計量される場合をいいます。)の場合。

$$V = \frac{V_1 \times (100 + A)}{100}$$

(備考)

V は18(9)の規定により算定する使用量

V₁ は計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる使用量

A は計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる速動又は遅動の割合(パーセント)

適用する料金表「プラン①～プラン⑥」

1. 適用区分

- 料金表A 使用量が0立方メートルから8立方メートルまでの場合に適用いたします。
料金表B 使用量が8立方メートルを超え、30立方メートルまでの場合に適用いたします。
料金表C 使用量が30立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は基準単位料金又は23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (2) 調整基準単位料金の適用基準は次の通りといたします。
- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (3) 料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします。
(小数点以下の端数は切り捨て)
- ① 料金に含まれる消費税等相当額 = 料金 × 消費税率 / (1 + 消費税率)

【県営住宅渋川団地】プラン①

3. 料金表A（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,139.40 円
------------------	------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	509.31 円
------------	----------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に23の規定により算定した1立方メートル当りの単位料金といたします。

4. 料金表B（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,046.60 円
------------------	------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	395.91 円
------------	----------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に23の規定により算定した1立方メートル当りの単位料金といたします。

5. 料金表C（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	4,962.60 円
------------------	------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	298.71 円
------------	----------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に23の規定により算定した1立方メートル当りの単位料金といたします。

【安養寺団地】 プラン②

3. 料金表A (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,080.00 円
------------------	------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	487.71 円
------------	----------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に23の規定により算定した1立方メートル当りの単位料金といたします。

4. 料金表B (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,684.80 円
------------------	------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	412.11 円
------------	----------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に23の規定により算定した1立方メートル当りの単位料金といたします。

5. 料金表C (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,952.80 円
------------------	------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	336.51 円
------------	----------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に23の規定により算定した1立方メートル当りの単位料金といたします。

【市営下戸山団地】プラン③

3. 料金表A（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,144.80 円
------------------	------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	487.71 円
------------	----------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に23の規定により算定した1立方メートル当りの単位料金といたします。

4. 料金表B（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,576.80 円
------------------	------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	433.71 円
------------	----------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に23の規定により算定した1立方メートル当りの単位料金といたします。

5. 料金表C（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,196.80 円
------------------	------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	379.71 円
------------	----------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に23の規定により算定した1立方メートル当りの単位料金といたします。

【安養寺ニュータウン】プラン④

3. 料金表A（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,134.00 円
------------------	------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	509.31 円
------------	----------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に23の規定により算定した1立方メートル当りの単位料金といたします。

4. 料金表B（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,825.20 円
------------------	------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	422.91 円
------------	----------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に23の規定により算定した1立方メートル当りの単位料金といたします。

5. 料金表C（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	4,093.20 円
------------------	------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	347.31 円
------------	----------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に23の規定により算定した1立方メートル当りの単位料金といたします。

【市営手原団地】プラン⑤

3. 料金表A（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,166.40 円
------------------	------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	520.11 円
------------	----------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に23の規定により算定した1立方メートル当りの単位料金といたします。

4. 料金表B（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,598.40 円
------------------	------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	466.11 円
------------	----------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に23の規定により算定した1立方メートル当りの単位料金といたします。

5. 料金表C（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,218.40 円
------------------	------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	412.11 円
------------	----------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に23の規定により算定した1立方メートル当りの単位料金といたします。

【県営住宅川辺団地】プラン⑥

3. 料金表A（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,144.80 円
------------------	------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	444.51 円
------------	----------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に23の規定により算定した1立方メートル当りの単位料金といたします。

4. 料金表B（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,576.80 円
------------------	------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	309.51 円
------------	----------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に23の規定により算定した1立方メートル当りの単位料金といたします。

5. 料金表C（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,196.80 円
------------------	------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	336.51 円
------------	----------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に23の規定により算定した1立方メートル当りの単位料金といたします。

(別表第4)

料金の日割計算(1)

料金は次の日割計算後、基本料金と従量料金の合計といたします。なお別表第3-1を適用する場合、料金表A、料金表B又は料金表Cの適用区分は料金算定期間の使用量に30を乗じ次の日割計算日数で除した1か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

基本料金 × 日割計算日数 / 30

(備考)

- ① 基本料金は別表第3-1の料金表における基本料金。
- ② 日割計算日数は料金算定期間の日数。
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て。

(2) 従量料金

別表第3の料金表における基準単位料金又は23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。なお調整単位料金の適用基準は別表第3-1における適用基準と同様といたします。

(別表第5)

料金の日割計算(2)

料金は次の日割計算後、基本料金と従量料金の合計といたします。なお別表第3-1を適用する場合、料金表A、料金表B又は料金表Cの適用区分は料金算定期間の使用量に30を乗じ30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

基本料金 × (30 - 供給中止期間の日数) / 30

(備考)

- ① 基本料金は別表第3の料金表における基本料金。
- ② 供給中止期間の日数は供給中止の日の翌日から供給再開までの日数。ただし31日以上の場合は30日とする。
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て。

(2) 従量料金

別表第3-1の料金表における基準単位料金又は23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。なお調整単位料金の適用基準は別表第3-1における適用基準と同様といたします。

(別表第6)

供給ガスの圧力等

当組合が供給するガスの圧力等は次のとおりです。

- | | | | |
|-------------------|---|---------------------|-------------|
| (1) 圧 力 | { | 最高圧力 | 3. 2キロパスカル |
| | | 最低圧力 | 2. 2キロパスカル |
| (2) ガスの規格 | | 「い号」 LPガス | |
| (3) 液化石油
ガスの成分 | { | プロパン及びプロピレンの合計量の含有率 | 98パーセント以上 |
| | | エタン及びエチレンの合計量の含有率 | 5パーセント以下 |
| | | ブタジエンの含有率 | 0. 5パーセント以下 |
| (3) 熱量 | | 100.46 | メガジュール |